



小選挙発第28号

令和8年8月10日

小金井市監査委員 重 永 邦 敏 様
部 谷 真起子 様
岸 田 正 義 様

選挙管理委員会委員長

池田 祥子



令和7年度第1回定期監査の結果報告に係る措置について（通知）

令和7年12月25日付け小監発第44号で報告を受けた監査の結果に基づいた措置については、下記のとおりです。

記

1 検討要望事項

（項 目）郵便切手等の適正な管理について

（概 要）郵便切手等受払簿（以下「受払簿」という。）は、小金井市物品管理規則（平成22年規則第22号。以下「規則」という。）第35条第2項に規定されており、予算事業毎に管理する様式となっているが、選挙管理委員会に要する経費の受払簿に参議院議員選挙に要する経費及び都議会議員選挙に要する経費に係る郵便切手等受払状況も含まれた管理となっている。

さらに、次月への繰越枚数が100枚以上ある郵便切手等の種類が、多種に及んでいる。

小額な郵便切手の繰越が多く使用が難しいところもあるかと思うが、繰越されている郵便切手等を整理し、郵便料金計器使用の促進や残数を確認の上、必要数を購入するなど年度を越えた大量繰越を是正するとともに、受払簿は、予算事業毎に管理し、規則第28条第2項で規定している所管換え等ができないか検討するなど、計画的、効率的かつ適正な管理を要望する。

2 措置内容

受払簿については事業別に分けて整理をし、事業が終わり次第、残りの郵便切手等は選挙管理委員会に要する経費に振替えるように見直した。

また、郵便切手については、優先的に使用し、多くの郵便切手は次月への繰越枚数を減らした。

しかしながら、長の辞職や議会等の解散に伴う選挙の場合、準備期間が非常に短いにも関わらず、法令上指定された期日までに選挙を執行しなければならない。このような場合においても、法令を遵守し、選挙を執行するためには、予算措置をされるまでの間、郵便計器の使用できない土曜日や日曜日、祝日等に郵送するために必要な郵便切手は確保しておかなければならない。このため、今後については、これらを踏まえ適切な郵便切手の枚数を管理していく。

別紙_郵便切手等枚数

	令和 7 年 1 0 月末時点 (枚)	令和 8 年 5 月末時点 (枚)
2 円切手	447	44
1 0 円切手	500	1
2 0 円切手	0	39
5 0 円切手	99	0
5 2 円切手	0	0
8 4 円切手	61	0
1 1 0 円切手	403	84
3 0 0 円切手	0	0
3 5 0 円切手	71	27
5 0 0 円切手	106	35
レタパ 4 3 0	52	118
レタパ 3 7 0	0	0
レタパ 6 0 0	244	379
レタパ 5 2 0	0	0